
京都府観光復興支援事業

(観光で西日本を元気に！！「11 府県ふっこう周遊割」)

旅行者版

取扱マニュアル

Version 18/8/31 14:30

1. はじめに

本書は、京都府観光復興支援事業（11 府県ふっこう周遊割）における支援金の交付手続きをまとめたものです。本書、並びに別添資料を確認の上、お間違いのないようお願いいたします。

なお、本書に掲載のない事項につきましては、その都度、事務局までお問い合わせください。

■目次

1. はじめに	1
2. 京都府観光復興支援事業について	2
3. 申請手続きについて 旅行者版	4
4. よくある質問（FAQ）	6
5. 事務局連絡先	9
6. 「11 府県ふっこう周遊割」キャンペーンロゴについて	9
7. 「11 府県ふっこう周遊割」専用 WEB サイトについて	10
8. 「11 府県ふっこう周遊割」プロモーションについて	10

■別添資料

（周遊旅行促進事業用：旅行者向け）

- ・ 様式 3 申請書兼実績報告書
- ・ 様式 4 個人情報同意書
- ・ 様式 5 宿泊証明書
- ・ 様式 6 行程表

2. 京都府観光復興支援事業について

(1) 概要

京都府観光復興支援事業（11 府県ふっこう周遊割。以下、本事業）とは、国が交付する「平成 30 年 7 月豪雨観光支援事業費補助金」を活用し、京都府を周遊する旅行者等の宿泊料金の割引（補助金の交付）を行うことで、本府への風評被害の影響緩和、旅行需要の喚起を図るものです。本府では「周遊旅行促進事業」を実施します。

(2) 周遊旅行促進事業とは（対象となる内容）

岐阜県、京都府（京都市を除く）、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、愛媛県、高知県、福岡県において、**京都府を含む 2 府県以上、合計 2 泊以上の連続した宿泊**のうち、京都府内での宿泊に係る料金に対して支援金を交付します。

補助金を受けるためには、**旅行業者が実施する既に割引された企画旅行（募集型・受注型に限る）に参加する方法と、旅行者自身が補助金を請求する方法（後述の「3. 申請手続きについて」参照）の 2 種類**があります（2つの方法を二重利用することは、二重助成となるため禁止します）。

(3) 補助金額

一人泊当たり 4,000 円を上限（宿泊料金が消費税入湯税を含まない 4,000 円以下の場合、その額が上限となります）として支援金を交付します。また、京都府の補助上限は、周遊旅行促進事業の「割引された企画旅行に参加する場合」を除き、**1 人当たり延べ 5 泊まで**です。

なお、補助金は予算の範囲内での交付となります。申請時に予算の上限を超えていた場合、補助金を受けられない恐れがあります。残予算については事務局もしくは WEB サイトにてご確認ください。

(4) 対象となる期間

対象期間は、**平成 30 年 8 月 28 日（火）以降に予約された、平成 30 年 8 月 31 日（金）から平成 30 年 11 月 30 日（金）までになされた宿泊（平成 30 年 12 月 1 日（土）チェックアウト）**です。

(5) 対象となる宿泊施設

京都府内の旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 3 条第 1 項に規定する許可を受けた施設が対象となります。但し、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 6 項に規定する店舗型性風俗特殊営業に係る施設は除きます。

(6) 注意事項

- ・補助金の交付は、国内に口座を持つ個人・法人に限ります。
- ・割引された企画旅行に参加する場合を除き、補助金は申請者による後述の「3. 申請手続きについて」が必要となり、後日申請書記載の口座へ振り込まれます。
- ・各事業者にて広告等を行う際は、二重価格表記違反にご注意ください。新商品について、オリジナル価格と割引後価格を併記するのは、景品表示法の二重価格表記違反となります。例えば周遊旅行促進事業における割引された企画旅行の場合、「6,000 円※既に京都府観光復興支援事業における 4,000 円の支援が反映されています」などの表記が一案となります。

3. 申請手続きについて 旅行者版

(1) 概要

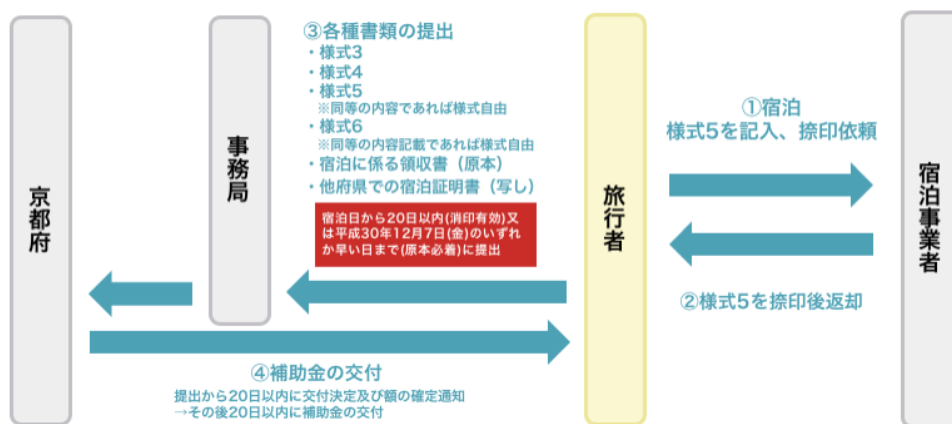
補助金の交付を受けるためには、各様式の提出が必要です。それぞれ提出する様式が異なりますので、該当する内容をご確認の上、申請をお願いいたします。

1. 周遊旅行促進事業（割引された企画旅行に参加する場合）
2. 周遊旅行促進事業（上記以外）

(2) 周遊旅行促進事業（割引企画旅行への参加以外）の手続き

※旅行者自身による手続きが必要です。

【書類提出の流れ 京都府 旅行者版】



1. 旅行者が下記の各様式にご記入、ご捺印後、本事業対象府県への旅行全行程が終了した日から **20日以内（消印有効）又は平成30年12月7日（金）のいずれか早い日まで（原本必着）**に事務局へ提出（郵送のみ）してください。特に、「様式5 宿泊証明書」については宿泊施設の捺印が必要なため、宿泊当日に宿泊施設にお持ちください。

- ・様式3 申請書兼実績報告書
- ・様式4 個人情報同意書
- ・様式5 宿泊証明書（※同内容であれば様式自由）
- ・様式6 行程表（※同内容であれば様式自由）
- ・宿泊に係る領収書（原本）
- ・他県での宿泊証明書（写し）

2. 事務局が書類受理後、京都府が20日以内に交付決定及び額の確定通知を行い、当該通知後20日以内に補助金を申請者の口座に振込みます。

※書類に不備があった場合は上記の期限内に振り込めないことがあります。

※申請にかかる費用は申請者ご自身にてご負担ください。

(3) 様式の入手方法

各種様式は別添資料をご確認ください。

また、各種様式は下記ホームページよりダウンロードできます。

<https://fukkou-shuyu.jp/kyoto.html>

(4) 注意事項

・補助金は予算の範囲内での交付となります。請求時に予算の上限を超えていた場合、補助金を受けられない恐れがあります。残予算については事務局もしくはWEBサイトにてご確認ください。

(5) 書類の送付先

「11 府県ふっこう周遊割」京都府事務局

〒700-0822 岡山市北区表町 1-7-36 JTB 岡山ビル 4 階

4. よくある質問（FAQ）

Q. 宿泊日数の上限はありますか。

A. 京都府の補助上限は、1人当たり延べ5泊までです（周遊旅行促進事業の「割引された企画旅行に参加する場合」を除く）。連続5泊ではなく、期間中延べ5泊です。

Q. 支援額の総額はいくらですか？

A. 京都府は約9千7百万円です。申請時に予算の上限を超えていた場合、補助金を受けられない恐れがあります。残予算については事務局もしくはWEBサイトにてご確認ください。

Q. 子どもも対象となりますか？

A. 大人も子どもも同額で対象となります。

Q. 途中で対象外の府県に宿泊しても大丈夫ですか？

A. 連続で、対象府県（岐阜県、京都府（京都市を除く）、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、愛媛県、高知県、福岡県）に京都府を含む2府県以上、合計2泊以上する必要があります。

例）1泊目京都府→2泊目対象外の県→3泊目山口県は、対象外となります。

Q. 周遊旅行促進事業の場合、各府県へ申請が必要ですか。

A. 各府県から補助を受けるためには、各府県の事務局へ申請が必要です。まとめて申請することはできませんので、各府県の手続きに従い、それぞれの府県事務局へ申請をお願いいたします。なお、予算額も各府県によって異なります。申請時に予算の上限を超えていた場合、補助金を受けられない恐れがあります。残予算については各府県事務局もしくはWEBサイトにてご確認ください。一方の府県で予算の上限を超えていた場合で、京都府の予算が残っていた場合は、京都府からのみ補助金を受けることができます。

Q. 周遊旅行促進事業の場合、京都府だけへ申請することは可能ですか？

A. 京都府だけに申請することも可能ですが、周遊旅行促進事業は京都府を含む2府県以上、合計2泊以上の連続した宿泊が対象となるため、他府県を含めたそれぞれの宿泊施設で「様式5 宿泊証明書」の捺印が必要となります。

Q. 日帰りプラン（温泉と食事の組み合わせなど）は利用できますか。

A. 宿泊を伴わない場合は対象となりません。

Q. 連泊で12月2日にチェックアウトする場合は、どのようになりますか。

A. 11月30日宿泊分までが対象となります。12月1日宿泊分は対象となりません。また、それ以前に京都府を含む2府県以上、合計2泊以上の連続した宿泊があることが条件です。例えば11月30日に京都府、12月1日に山口県に宿泊した場合は、本事業の対象外となります。

Q. 旅行事業者からの宿泊手配分は対象ですか。

A. 予約方法に指定はありません。ただし、補助金の請求は旅行者本人で行っていただく必要があります。また、平成30年8月28日(火)以降の予約であることが条件です。

Q. 「周遊旅行促進事業の旅行者自身が請求する方法」の対象商品について教えてください。

A. 旅行会社が取り扱う旅行商品(店頭・新聞・WEB)や旅行サイトで販売する宿泊プラン、宿泊施設が自社サイトで販売する宿泊プラン等、本事業が定める「対象となる内容」を満たしていれば対象商品となります。

Q. 周遊旅行促進事業の「旅行業者が実施する既に割引された企画旅行(募集型・受注型に限る)」と「旅行者自身が請求する方法」を併用して利用することはできますか。

A. できません。二重利用は禁止されています。

Q. 他の補助金・助成金等との併用は可能ですか？

A. 補助金・助成金の種類によって回答が異なりますので、事務局へお問い合わせください。

Q. ホテルの自社ポイントとの併用は可能ですか？

A. 併用可能です。ポイント利用後の金額が宿泊料金となります。ポイント利用後の金額が4,000円以下となる場合は、その金額が補助額の上限となります。

Q. 施設や旅行業者側で本事業のプロモーションを行ってもいいでしょうか？

A. お願いいたします。ロゴ等は下記ホームページからダウンロードください。また、その際は二重価格表記違反にご注意ください。

併せて「**エラー! 参照元が見つかりません。**」もご参照ください。

<https://fukkou-shuyu.jp/logo.html>

Q. 入湯税は宿泊料金に含めてもいいですか？

A. 入湯税や消費税を含めない料金が補助金の対象額となります。

Q. 外国人も補助対象となりますか？

A. 国内に口座を持つ個人・法人であれば、どなたも対象です。

5. 事務局連絡先

「11 府県ふっこう周遊割」京都府事務局

営業時間：10：00～17：00

（土日祝、年末年始 12/29～1/4 は休み、9/1（土）・9/8（土）は営業）

TEL：086-232-6530 FAX：086-232-1220

メール：kyoto_fukkou1@jtb.com

住所：〒700-0822 岡山市北区表町 1-7-36 JTB 岡山ビル 4 階

6. 「11 府県ふっこう周遊割」キャンペーンロゴについて

「11 府県ふっこう周遊割」のキャンペーンロゴデータを作成し、下記 WEB サイトより配布しております。各販促ツールなどで自由にご利用ください。

<https://fukkou-shuyu.jp/logo.html>



7. 「11 府県ふっこう周遊割」専用 WEB サイトについて

8月28日(火)より下記専用 WEB サイトがオープンしております。

<https://fukkou-shuyu.jp/>

観光で西日本を元気に!!
「11 府県ふっこう周遊割」お知らせサイト

2018年8月28日(火)予約開始!

新着情報 NEWS

11府県	2018.08.28	8/28(火)より、「11府県ふっこう周遊割」の予約がスタートします。
11府県	2018.08.28	「11府県ふっこう周遊割」お知らせサイトがオープンしました。

8. 「11 府県ふっこう周遊割」プロモーションについて

適宜挿入